

# 藤沢市ダンススポーツ連盟規約

## (名 称)

第1条 本連盟は、藤沢市ダンススポーツ連盟と称する。

- 2) 本連盟の英文名を「FujisawaCity DanceSport Federation」とする。
- 3) 本連盟の略称を、「J D S F 藤沢市」とする。

## (事務所)

第2条 本連盟は、事務所を藤沢市内におく。

## (目 的)

第3条 本連盟は、神奈川県ダンススポーツ連盟(以下、県連という)の規約に基づき、藤沢市のダンススポーツを統括する団体として、ダンススポーツの普及と発展を図り、もって市民の心身の健全な発展ならびに社会に貢献することを目的とする。

## (事 業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) オリンピック、及び国体につながるスポーツ、及び生涯スポーツとしてのダンススポーツの普及及び振興
- (2) 藤沢市におけるダンススポーツのクラブ・サークル活動の振興
- (3) J D S F 公認または承認等の競技会の開催及び支援
- (4) 県連が行う事業への協力
- (5) 既に加盟している藤沢市体育協会への協力
- (6) 本連盟所属の J D S F 会員及び選手等の登録管理
- (7) 会員相互の技術向上のための練習会、親睦のための交流会等の開催
- (8) その他、本連盟の目的を達成するための必要な事業

## (加盟団体)

第5条 本連盟の加盟団体は、藤沢市内で活動し、本連盟に登録した J D S F 認定サークル及び非認定サークルを含むものとする。

## (会 員)

第6条 本連盟の会員は、前条の J D S F 認定サークル及び非認定サークルに所属する個人とする。

- 2) 会員は本連盟へ会員登録を行い、所定の年度会費を納めなければならない。

- 3) 本連盟は、第1項の会員のほか、総会の決定により本連盟の主旨に賛同する賛助会員をおくことができる。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、本連盟の総会において別に定めるところの入会金及び会費を納めなければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次の事由によって資格を喪失する。

- (1) 退会
  - (2) 死亡
  - (3) 除名
- 2) 前項第3号の会員の除名は、県連規約に従う。
- 3) 第5条に定める加盟団体を除名する場合は、本連盟総会の議決を得なければならない。

(役員)

第9条 本連盟は、次の役員をおく。

- |          |      |          |
|----------|------|----------|
| (1) 常任理事 | 会長   | 1名       |
| (2) 常任理事 | 副会長  | 1名以上     |
| (3) 常任理事 | 事務局長 | 1名       |
| (4) 常任理事 |      | 若干名      |
| (5) 理事   | 会計   | 1名       |
| (6) 理事   |      | 若干名      |
| (7) 監事   |      | 2名以上3名以内 |

(役員を選出)

第10条 理事、監事及び会長は、総会で選出する。

- 2) 副会長、事務局長、会計及び常任理事は、理事の互選とする。
- 3) 本連盟の役員は、原則として県連会員でなければならない。

(理事の職務)

第11条 会長は本連盟を代表し、総会及び理事会を招集し、業務を総括する。

- 2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、予め理事会が指名した順序でその職務を代行する。
- 3) 事務局長は会長と連絡・相談を密にして、理事会運営並びに常任理事会運営に関連する会務を遂行する。
- 4) 会計は、会計に関する任務に当たる。

- 5) 常任理事は、会長を補佐して会務の処理に当たる。
- 6) 理事は、会長・副会長・事務局長・常任理事を補佐して会務の処理に当たる。
- 7) 上部団体又は他団体に派遣される役員は会長と連絡・相談を密にして、当連盟を代表して任務に当たる。

#### ( 監事の職務 )

第12条 監事は本連盟の業務及び会計を監査する。

- 2) 監事はすべての会議に出席することができる。

#### ( 役員任期 )

第13条 本連盟の役員任期は2年とする。ただし、補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

- 2) 任期満了後も後任の役員が選任されるまでの間は役員は解任されない。
- 3) 役員は、再任されることができる。
- 4) 役員は、その任務を遂行できなくなった場合には任期の途中において退任又は解任ができる。

#### ( 総会 )

第14条 本連盟は、最高決議機関として総会をおく。

- 2) 総会は、加盟サークルの代表者をもって構成し、毎年1回会長が招集する。ただし、理事会が必要と判断した場合は臨時総会を開催することができる。
- 3) 加盟サークル代表者からの過半数以上の要求があった場合には、会長は速やかに総会を招集しなければならない。
- 4) 総会の議長は会長が行う。
- 5) 総会は、加盟サークル代表者の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立する。
- 6) 総会の議決は、出席者の過半数をもって決する。

#### ( 総会に付議すべき事項 )

第15条 次の事項は、総会に提出して、その承認を得なければならない。

- (1) 規約の改定
- (2) 理事、監事及び会長の選任
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) その他必要と認められた事項

#### ( 理事会 )

第16条 本連盟は、執行機関として理事会及び常任理事会をおく。

- 2) 理事会は、理事及び常任理事をもって構成し会長が召集する。
- 3) 理事会の議決は、出席者の過半数をもって決する。
- 4) 常任理事会は、常任理事をもって構成し、必要に応じて会長が召集する。

(議事録及び会計報告)

- 第17条 本連盟の総会、理事会及び常任理事会の議事録は、原則として事務局長が作成、保存し、県連より要請があった場合は適時提出するものとする。
- 2) 毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会議事録、役員名簿、事業報告書、収支決算書及び次年度事業計画書、収支予算書を県連に報告する。
  - 3) 臨時総会を行った場合は、総会終了後2ヶ月以内に全総会資料を県連に報告する。

(会計年度)

- 第18条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(他団体への加盟)

- 第19条 本規約第4条に記載のない団体への加盟は認めない。

(規約改訂の議決)

- 第20条 本規約の改定を行う場合は、第14条にかかわらず、総会において出席者の3分の2以上の賛成を得るものとする。

(解散もしくは県連からの脱退)

- 第21条 本連盟の解散又は県連からの脱退を行う場合は、総会にて出席者の3分の2以上の賛成を得るとともに、それぞれ次の第1号又は第2号の手続きを経るものとする。
- (1) 本連盟会員総数の4分の3以上の賛成
  - (2) 県連の承認
- 2) 本会が解散する場合、財産は県連又は総会で予め定められた類似の団体に寄付するものとする。

付則

この規約は、平成16年8月9日より施行する。

規約制定：平成13年4月1日

規約改定：平成16年7月26日